

○浦添市物品、役務等に関する競争入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程

平成28年1月15日

告示第7号

改正 平成29年2月20日告示第10号

平成30年3月13日告示第43号

令和2年3月13日告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、浦添市契約規則（昭和55年規則第4号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、本市が行う物品の調達及び役務の提供（以下「物品等」という。）の契約について、競争入札参加者の資格、指名業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。

(物品、役務の種類等)

第2条 前条の契約の対象となる物品及び役務の種類及び取扱品目は、別表のとおりとする。ただし、この表に定めのない物品等の契約については、市長がその都度定めるものとする。

(競争入札の参加資格者)

第3条 市長は、次に掲げる業者を入札参加資格者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）でない者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者
- (4) その他市長が別に定める者

(競争入札参加資格審査の申請)

第4条 物品等の競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）は、定期及び随時に行うものとする。

- 2 定期の資格審査は、2年に1回行うものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、随時に資格審査を行うことができる。この場合において、資格審査に係る受付は、市長が定める期間に行うものとする。
- 4 定期の資格審査に係る受付は、当該審査を実施する年度において、市長が定める期間に行うものとする。

5 資格審査の申請は、市長が指定する申請書（以下「申請書」という。）に係る書類を添付して行うものとする。

（資格審査）

第5条 市長は、前条第5項の申請があったときは、受付期間終了後に速やかに資格審査を行うものとする。

（名簿登録）

第6条 市長は、前条の資格審査を行った上で、登録することが適当であると認める業者を物品、役務等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録（以下「有資格者」という。）するものとする。

2 名簿の有効期間は、登録の日から次の定期の資格審査による登録の日の前日までとする。

（審査結果の通知）

第7条 市長は、有資格者に対し、審査結果を通知するものとする。

（公表の内容）

第8条 名簿の公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 有資格者の名称又は商号
- (2) 業種別有資格者の名称又は商号

（公表の時期及び方法）

第9条 市長は、審査の結果を通知した後に、有資格者及び業種別一覧表により、速やかに名簿を公表するものとする。

2 公表の方法は、閲覧によるものとする。この場合において、閲覧をしようとする者は、浦添市総務部契約検査課窓口において、閲覧受付簿に必要な事項を記入して行うものとする。

3 前項の閲覧期間は、公表の日から次の定期の資格審査による登録の日までとする。

（変更の届出）

第10条 資格審査の申請者又は有資格者は、申請内容に変更が生じたときは、競争入札参加資格審査変更届出書を速やかに市長に届け出るものとする。

（地位の承継）

第11条 有資格者の死亡、営業の譲渡又は組織の変更等により営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、有資格者の地位の承継願を市長に提出することで、市長の承認を受けて有資格者の地位を承継することができるものとする。

（資格の取消し）

第12条 市長は、第4条第5項の申請書の記載事項等に虚偽その他不正な事項があつ

たときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

(業者の選定)

第13条 市長は、指名業者の選定を行うときは、有資格者の中から行うものとする。

(選定上の留意点)

第14条 前条の規定により指名業者を選定するときは、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 不正又は不誠実な行為の有無その他の信用状況
- (2) 当該業務に対する技術的適正
- (3) 当該業務に対する地理的条件
- (4) 過去の実績及び当該年度の受注状況
- (5) 経営状況及び経営規模

(入札参加資格審査会)

第15条 第5条の資格審査を行うため、浦添市物品、役務等競争入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第16条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、指導部長、総務部総務課長、福祉健康部福祉総務課長、教育部教育総務課長、指導部学校教育課長及び上下水道部水道総務課長の職にある者をもって充てる。

(平29告示10・平30告示43・令2告示30・一部改正)

(会長等の職務)

第17条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長に事故があるときは、委員の中から互選により代表者を選出し、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第18条 審査会は、定期及び臨時に行うものとし、会長が、会議の議長となる。

- 2 定期の審査会は、2年に1回招集するものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、審査会を臨時に招集することができる。
- 4 審査会は、審査会構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

6 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(指名業者選定委員会)

第20条 市長は、物品等の発注に際し、浦添市物品、役務等指名業者選定委員会を設置することができる。

(雑則)

第21条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月15日から施行する。ただし、第4条第2項及び第18条第2項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前に行われた物品等競争入札参加資格審査の申請並びに当該申請に基づき行われた資格審査及び資格者名簿の登録は、施行後の浦添市物品、役務等に関する競争入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程第4条第4項及び第6条の規定により行われた申請並びに資格審査及び資格者名簿の登録とみなす。

附 則 (平成29年2月20日告示第10号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日告示第43号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日告示第30号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分	種類	取扱品目
物品	事務用品・事務用機器類	紙類、複写機用紙
		文房具全般
		事務機器 (机、椅子、キャビネット等)
		OA機器 (パソコン、パソコン周辺機器、ファッ

		クス等)
		印刷機、複写機
家具類		木製家具、応接家具、書架等
		学校用家具（教室机、椅子等）
		カーテン
		木工制作
教材類		学校用教材
		保育教材
		書籍
電気・通信・情報機器類		家電機器、家電製品
		視聴覚機器、音響機器
		通信機器（無線機器、電話機器等）
		情報処理機器（サーバー等）
医療用品機器類		保健室用器具
厨房・衛生機器類		業務用厨房機器
		厨房用品
薬品類		消毒用薬品等（プール用薬品含む。）
燃料類		ガソリン、軽油、重油、灯油
		LPガス
スポーツ用品・楽器・遊具類		スポーツ用品
		楽器
		遊具
建設・建築資材類		物置等
その他		コンピューターソフト
		清掃用消耗品
賃貸類		複写機
		印刷機
		OA機器（パソコン、パソコン周辺機器、ファックス等）
役務	印刷複写機	オフセット印刷
		軽印刷
		活版印刷

	電算用印刷
	特殊印刷
管理業務類	警備（通常警備）
	警備（機械警備）
	清掃A（常用清掃員100人以上で、かつ、資本金1,500万円以上の者）
	清掃B（清掃Aを除く、常用清掃員20人以上で、かつ、資本金500万円以上の者）
	消防用設備保守
	電話交換
	庁舎設備管理
	電話設備保守管理
	昇降機保守管理